

相談事例(46)

冠婚葬祭互助会関連の相談

相談事例

【事例1】 互助会を使って葬儀を行ったが、契約金額 30 万円「月々3000 円×100 回払いの 30 万円コース」だけでは足りず、追加料金がかかりかかってしまった。どうしてこんなに高いのか。

【事例2】 互助会の解約を申し出たら、解約手数料がかかると聞いた。額がかかり高いので、支払うべきか迷っている。妥当な額なのか。

冠婚葬祭互助会の契約について、事例1、事例2のような相談が多く見受けられます。契約時には、互助会の仕組みと契約内容の確認をすることが大事です。

《冠婚葬祭互助会の仕組み》

●冠婚葬祭互助会の始まり

昭和 23 年頃、婚礼・葬儀は人生の2大行事とされ、これを厳粛かつ簡易に行う方法としてまた同時に、一度に多額な費用を必要とする冠婚葬祭の儀式を、少額の掛金を月々積み立てて、会員同士が助け合いながら実施できるような仕組みとして考えられたのが始まりです。

これにより経済産業省の許可を受けた事業者が、会員を募り、あらかじめ掛金を預かって、将来必要になる役務提供（結婚式・葬儀）を約束する「冠婚葬祭互助会」の仕組みが生まれました。

●契約すると何ができるの

冠婚葬祭互助会は、結婚式や葬儀の費用をあらかじめ月々の掛金として支払っておき、契約後はいつでも利用できるように準備しておくものです。契約は結婚式か葬儀のいずれか1つの利用ができるとされていて、その契約費用によって、利用できるサービスや物品のランクが変わります。

掛金については、【事例1】の相談内容「月々3000 円×100 回払いの 30 万円コース」のように、月々少額の掛金を数年間かけて支払う形態です。契約後はそのサービスをいつでも利用できますが、利用するまでは何年経過してもその契約は消滅しません。

《葬儀のサービス内容について》

●葬儀と冠婚葬祭互助会

「契約に含まれるサービス」と「契約に含まれないサービス」

日本における葬儀は、概ね仏教が主流になっています。当協会が消費者に対して行った葬儀についてのアンケートでも87.2%が仏式で宗教行事を行っていました。冠婚葬祭互助会は仏教の葬儀を主体にその仕組みが作られています。ここでは、仏教で行う葬儀の式典にそって契約で約束されたサービスについてみていきます。

「契約に含まれるサービス」は別表1のとおりです。

このサービス内容が契約で約束された主なものです。また、この表のサービス内容については、宗教や地域によってさまざまで、すべての契約に共通とはいえません。ここで大事なものは、契約のときにどんなサービス内容になるのか、事業者によく確認しておくことです。

仏教以外の宗派や寺院で葬儀を行いたい場合にも、サービスが受けられるかどうかを確認しておくことです。

『別表2「契約に含まれないサービス」』を利用した場合には、契約金額30万円以外の追加費用が発生します。事例1の相談は、「契約の30万円で葬儀の一切がまかなえる」と思っていたのに、追加費用が発生したことによるものです。葬儀を執り行う事業者（葬祭事業者）の説明をよく聞きましょう。

また、葬儀の際には心身ともに疲労していることが多いので、事業者の話を理解しないまま、了解してしまいがちです。本来は葬儀のプロである事業者がわかりやすく説明をすべきところですが、実際には聞きなれない言葉やどうしていいかわからない事項について選択を求められることも多く、思っていた葬儀と違ってしまったというケースも見られます。

●葬儀の最近の傾向

とくに近年、家族葬を希望する人が多く、簡素化の傾向にあります。従来からの葬儀は、通夜、告別式と2日間かけて行い、参列する会葬者も遺族や親族、故人の友人、ご近所の方、故人の家族の勤務先の方など、多数の方が参列したものです。

ところが近年、「家族葬」のような家族や親族だけの極少数で簡素に、また通夜や葬儀は行わず、ご遺体を直接火葬場へ移送する形態(直葬)を希望する人も増えてきています。このような葬儀を希望する場合は、冠婚葬祭互助会の契約で定められた「契約に含まれるサービス」とは異なるので、コース変更などができるのかを事業者に確かめておきましょう。

●できれば、見学会に参加を

冠婚葬祭互助会は、将来に備えたものですが、自分が契約した内容で実際にはどんな葬儀ができるのか、できれば時間のある時に確かめておくのがよいでしょう。

それには斎場の見学会があるのでこれを利用して斎場・ホール・祭壇などを実際に見てみると葬儀のイメージがつかめます。また同時に、希望の葬儀を事業者に伝えて、見積もり(無料)を取っておくと葬儀費用の目安もつくので役に立ちます。

実際、葬儀となったときには、事業者は契約よりも高額なコースを勧めてくるのがよくあるので、言われたままに進めて高額な葬儀費用とにならないように事前の準備をしておく意味でも大事なことです。

もう一点大事なことは、契約をしたことを必ず家族に知らせておくことです。契約した本人だけが知っていて家族が知らない場合、死亡時にこの契約が使えなかったということになりかねません。親が冠婚葬祭互助会に加入しているかどうか、一度確認しておきましょう。契約時には冠婚葬祭互助会から「加入者証」が発行されます。大事に保管しておきましょう。契約した事業者が、業界団体「全日本冠婚葬祭互助協会」に加入している場合には問い合わせ先としてメモしておくことをお勧めします。(契約者相談室 TEL 0120-034-820)

●解約と解約手数料

事例2の例は、よくある相談です。

契約後、そのサービスを利用しないときにはいつでも解約することができますが、その場合は解約手数料がかかります。掛金を全額支払った後でも、サービスを利用しないで解約する場合には、解約手数料がかかります。

この解約手数料は、経済産業省の指導を受けて策定された基準に基づいて、支払い回数ごとに解約手数料が決められています。契約する時には、解約手数料についても確認すること

が大事です。

また事業者には、重要事項の一つとして勧誘時の説明が義務付けられていますが、自分の望む葬儀がこの契約で可能なのかを事業者を確認しておきましょう。

●最後に

望ましい契約とは、当事者が安心できるものといえます。

葬儀については、その考え方も従来とは異なってきたので、家族がある場合には、家族ともよく相談して、当事者と家族がこれでよかったと思えることが大事です。

冠婚葬祭互助会の契約は、長期にわたる契約です。その内容をよく確認し、納得してから契約することがトラブル防止につながります。

別表1

「契約に含まれるサービス」主な物（地域による違い、契約コースによる違いがある）

迎え	病院搬送寝台車
安置	ドライアイス
	枕飾り(線香立・おりん・ローソク等)
納棺	棺と棺用布団
通夜・告別式	祭壇（白木の祭壇○段）
	遺影
	生花（1対）
	白木位牌
	僧侶用の用品
	記帳類
	会葬者用の焼香台等用品
	受付用椅子・テーブル
会葬礼状 ○枚まで	
火葬	火葬料金
その他	死亡届出等代行
	儀式進行係員

別表2「契約に含まれないサービス」主な物（地域による違い、契約コースによる違いがある）

霊安室費用	
骨壺	
通夜料理（会葬者への通夜ぶるまい）	
返礼品（当日私の香典返し）	
斎場費	
葬儀看板	
霊柩車	他